

瀬戸市教育振興基本計画 概要

	現計画	次期計画
計画の名称	第2次瀬戸市教育アクションプラン	瀬戸市教育振興基本計画2031
計画の位置付け	教育基本法第17条第2項に定める「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」	教育基本法第17条第2項に定める「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」 ※子ども読書活動の推進に関する法律第9条第2項に規定する「子ども読書活動の推進に関する施策についての計画」として位置付ける。 ※生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律に規定する「生涯学習の振興のための施策を実施する基本計画」として位置付ける。
計画概要	基本理念・基本方針+実施計画	基本理念・基本方針
計画期間	10年(2016年-2025年) ※5年経過時に中間見直し 次期将来計画の策定にあわせて2026年まで延長	5年(2027年-2031年)
主な計画の範囲	○学校教育に関すること ・教育課程に関すること ・コミュニティ・スクールに関すること ・部活動の地域連携・地域展開に関すること ・学校給食に関すること ・GIGAスクール構想に関すること ・適正規模・適正配置に関すること ・校舎の管理に関すること ○図書館に関すること ○青少年教育、女性教育、その他社会教育に関すること ○学校体育施設スポーツ開放に関すること ○公民館の管理・事業に関すること ○スポーツに関すること (学校における体育を除く) ○文化財の保護に関すること ○文化に関すること	○学校教育に関すること ・教育課程に関すること ・コミュニティ・スクールに関すること ・部活動の地域連携・地域展開に関すること ・学校給食に関すること ・GIGAスクール構想に関すること ・適正規模・適正配置に関すること ・校舎の管理に関すること ○図書館に関すること ○青少年教育、女性教育、その他社会教育に関すること ○学校体育施設スポーツ開放に関すること

「瀬戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」により、
瀬戸市長が管理し及び執行する事務を本計画の範囲外とし、
教育委員会所管の事務を主な範囲とします。